川崎市後期高齢者健康診査実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、後期高齢者医療被保険者に対して実施する健康診査（以下「健診」という。）について必要な事項を定め、被保険者の健康増進及び生活の質の確保を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　健診の対象者は、当該健診の実施当日において市内に住所を有する神奈川県後期高齢者医療の被保険者であるものとする。

（実施期間）

第３条　健診の実施は、原則として毎年度４月から翌年３月までとする。

（利用回数）

第４条　同一人につき年度内１回とする。

（診査機関）

第５条　健診を実施する機関（以下「診査機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

（受診券）

第６条　市長は、健診対象者に対して健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付し、対象者は受診券と後期高齢者医療被保険者証を診査機関に提出するものとする。ただし、電子資格確認により被保険者であることの確認を受ける場合は、後期高齢者医療被保険者証の提出に代えることができる。

（検査項目及び実施方法）

第７条　健診の検査項目及び方法は次のとおりとする。

（１）別表１に定める基本的な健診項目及び追加健診項目は、すべての受診者に対して実施するものとする。

（２）別表２に定める詳細な健診項目は、別表３に該当する者に対して、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

（健診の結果通知）

第８条　健診を行った診査機関は、結果を本人に通知し、必要な情報提供を行うものとする。

（費用の負担等）

第９条　健診にかかる費用は、市長が負担するものとし、受診者が負担する額は無料とする。

（補足）

第１０条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表１

基本的な健診項目	診　察	問診
		身長、体重
		ＢＭＩの測定（※ＢＭＩ＝体重(kg)÷身長(m)^2）
		血圧の測定
		理学的所見（身体診察）
	血中脂質検査	中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール
	肝機能検査	ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γＧＴ（γ－ＧＴＰ）
	血糖検査	ヘモグロビンＡ１ｃ
	尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診項目		血清クレアチニン、尿酸、尿潜血

別表２　詳細な健診項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心電図検査	12 誘導心電図
眼底検査	精密眼底検査（片側）

別表３

追加項目	実施できる条件（判断基準）
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査	当該年度の健康診査の結果等において、収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者。
眼底検査	当該年度の健康診査の結果等において、血圧又は血糖のいずれかについて、次の基準に該当した者又は前年度の健康診査の結果等において、血糖について、次の基準に該当した者 血圧：収縮期血圧が 140mmHg　以上又は 拡張期血圧が 90mmHg 以上 血糖：空腹時血糖が 126mg/dl 以上、ヘモグロビンＡ１ｃが 6.5％（ＮＧＳＰ値）以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上